

第 15 号

令和7年度熊本県下水道事業会計補正予算（第5号）

（総 則）

第1条 令和7年度熊本県下水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度熊本県下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 下水道事業収益	3,450,684千円	5,024千円	3,455,708千円
第2項 営業外収益	1,339,397千円	5,024千円	1,344,421千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用	3,303,322千円	△2,095千円	3,301,227千円
第1項 営業費用	3,218,310千円	△752千円	3,217,558千円
第2項 営業外費用	85,012千円	△1,343千円	83,669千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「833,239千円」を「845,786千円」に、「177,729千円」を「166,300千円」に、「295,510千円」を「317,444千円」に改め、「845,786千円は」の次に「、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,042千円」を加え、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 資本的収入	5,939,403千円	△950,745千円	4,988,658千円
第1項 企業債	2,152,201千円	△195,000千円	1,957,201千円
第2項 他会計借入金	236,803千円	△680千円	236,123千円
第3項 補助金	2,235,588千円	△580,300千円	1,655,288千円
第4項 負担金	1,305,950千円	△174,765千円	1,131,185千円
	支	出	
第1款 資本的支出	6,772,642千円	△938,198千円	5,834,444千円
第1項 建設改良費	6,247,612千円	△946,996千円	5,300,616千円
第2項 企業債償還金	516,169千円	8,798千円	524,967千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	75,925千円	△1,554千円	74,371千円
(債務負担行為)			

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
情報処理関連業務	令和8年度	千円 1,210

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬